

平成 30 年 7 月豪雨災害を踏まえた今後の水害・土砂災害対策のあり方検討会
第 1 回砂防部会

議 事 要 旨

- 開催日時 : 平成 30 年 9 月 10 日 (月) 13:30~15:30
開催場所 : 広島 YMCA 国際文化センター 本館 4 階 401 会議室
議事次第 :
- 1 開会
 - 2 部会長挨拶
 - 3 議事
 - ①委員構成・スケジュール等について
 - ②砂防堰堤の被災について
 - ③土砂災害警戒区域等における検討事項について
 - ④その他
 - 4 閉会

■審議内容

事務局より、委員構成・スケジュール等について、砂防堰堤の被災について、土砂災害警戒区域等における検討事項について説明を行い、主な審議内容は次のとおり審議した。

(1) 砂防堰堤の被災について

長谷川委員:小屋浦地区は左岸側の洪水痕跡より一定の施設効果を発揮したとはどういった現象か。徐々に崩れていったイメージは現地のイメージと同じだが、左岸側より侵食が進んだのであれば (イメージ図) ③の流れも左岸側に集中するのではないか。

事務局:いきなり土石流が堰堤を破壊したのではなく、一定の時間は袖部より高い位置で越流したため、痕跡がこの位置に残っていたと考えている。石積堰堤のため、損傷した弱部より侵食が拡大し、洪水継続時間が長く、流量も多かったため、最終的には右岸側にも流れが広がったと考えている。

海堀部会長:施設効果は下流に大量の土砂を流出させるのを遅らせ、避難するための時間を稼ぐという効果もあったと考えられる。

岩崎委員:今後、外力の設定、計画の目標の設定の妥当性、また、土石流と土砂・洪水氾濫の対策について、広島県と国 (中国地整) で連携しながら考えていかなければならない。さらに、土石流と土砂・洪水氾濫の現象を考えたときに既存の堰堤のみで防ぎきれない場合、どのような施設配置を考えなければいけないか、また、町づくりとの連携について自治体とのプランニングを詰めていく必要があると考える。

長谷川委員:土石流発生時刻は重要な情報だが、他の地域でも収集されるのか。

事務局：死者等の発生した主な箇所について、警察や消防等からの情報を基に県砂防課で推定した情報である。

海堀部会長：被災した堰堤は現行基準を満たすものではなかったが、同様の構造の堰堤でも効果を発揮した事例も多数みられ、現行基準を満たさない堰堤全てが被災したわけではないことが確認できた。点検等は今後も定期的実施する必要があるが、石積堰堤もしくは現行基準を満たさない堰堤すべてについて必ずしも直ちに補強等を実施する必要はないと考えられる。下流側の保全対象への影響や文化財としての取り扱いも勘案した上で補強等の対策を考えていく必要がある。次回の検討会や部会でしっかり議論していきたい。

海堀部会長：小屋浦地区は上流側で発生した土石流の土砂量が計画をはるかに上回るものだったこと、また、多くの巨石が含まれる破壊力の大きな土石流であり、計画を上回る力が作用したと考えられる。また、長い時間、後続流にさらされて大きな破壊の形態につながったと考えられる。さらに、24時間雨量では計画（100年に1回の降雨）を上回る150年に1回の雨となっていたが、長期と短期の降雨指標で見た場合にはさらに計画を大きく上回る確率であったという見方もあり、堰堤の規模を上回るということはいつでも発生しうる。堰堤の効果は、発生を遅らせる効果もあり、ゼロか100ではないということもあわせて住民に伝わるようにしていく必要がある。

岩崎委員：現行基準を満たしていない施設でも効果を発揮した例があるため、優先順位をつけて対応していかなければならない。被災していない施設の規模や外力も含めて分析し、今後の対応を考えていかなければならない。

(2) 土砂災害警戒区域等における検討事項について

長谷川委員：流域面積が小さい3ヶ所について土砂量が多くなっている原因はなにか。

事務局：流域面積の小さい溪流は流域に対する崩壊面積が大きくなりやすいことに加え、後続流等の影響を受けたものと考えられる。

長谷川委員：土砂災害警戒区域外でも土砂災害が発生する恐れがあることを周知するということが、どこまで周知をするのか。

事務局：住民の方に区域指定等の説明会を実施するが、区域内の説明に留まっており、区域外は安全であるにとらえられる可能性があり、区域外における危険性もしっかり説明していく必要があると考えている。

長谷川委員：区域外にも危険が及ぶ可能性があるという一般論としての説明か。

海堀部会長：住民の方への説明は一般的な説明ではなく、自然のメカニズムを含めた、もう一歩進めた説明をしていただきたい。

岩崎委員：課題の部分で、新たな知見としてわかったのであれば、（全国的な課題でもあるが）手法の高度化も含めて基準の見直しを検討してもよいのではないか。

海堀部会長：8.20災害を受け土砂量を見直して設定した土石流等の警戒区域等の範囲は、ある程度妥当であったと理解する。将来的には土砂・洪水氾濫による影響も無視できない。九州北部豪雨災害においても同様の課題が挙げられ、広島県だけの問題ではないが、検討していく必要がある。土砂混じりの水はかなり低い土地まで流出するため、その範囲まで土石流の氾濫範囲とするのは土石流自体の危険性の識別（認識）が薄まるため、好ましくないと考える。現在の土砂災害防止法の考え方だけでは不足しており、より大きな規模の自然現象または第2波、第3波の土石流も対象にゾーニングをすべきであるという意見も出てくる可能性もあるが、まず一番最初にやってくる危険性が見えなくなってくる可能性がある。土砂災害防止法は来年度で一巡するため、これを踏まえて全国の事例を基に今後考えていかなければならない。

◎検討会状況



全体状況(前方より)



全体状況(後方より)



海堀部会長挨拶



三上局長挨拶



質疑応答



取材対応